

江府町規則第 11 号

江府町財務規則の一部の改正をここに公布する。

令和 8 月 9 日 14 日

江府町長

白石祐治

江府町財務規則

江府町財務規則(令和2年江府町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条の7</u>の規定により、法令、条例その他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、町の財務に関して必要な事項を定め、もって公正かつ確実に財務に関する事務を処理するものとする。	(目的) 第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条の2</u>の規定により、法令、条例その他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、町の財務に関して必要な事項を定め、もって公正かつ確実に財務に関する事務を処理するものとする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。